

(一社)日本ロゲイニング協会後援規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各種事業に対し一般社団法人日本ロゲイニング協会(以降、弊協会とする)が後援を行う場合の名義使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義)

第2条 後援に使用する名義は、「一般社団法人日本ロゲイニング協会」又は「(一社)日本ロゲイニング協会」とする。

(承認基準)

第3条 後援の名義使用の承認は大会、イベント、講習会等で、ロゲイニング競技の振興又は普及に寄与するものであって、かつ当該事業を奨励する必要があると認められるものとする。

(後援)

第4条 後援の申請は、後援名義使用承認申請書により、実施日前1ヶ月までに事務局に提出するものとする。

第5条 申請書の提出の際には、イベントの概要が記された要項、またはそれに準ずる資料を添付する。

(後援の決定)

第6条 申請書の提出があったときは、速やかにその事業が第3条の基準に該当するかどうかを競技委員会で審査し、決定を行う。後援を承認すると決定したときは、後援名義使用承認通知書を申請者に通知ものとする。

第7条 使用承認にあたって必要があるときは、条件を附して決定することができる。

(後援の取消)

第8条 使用承認書の交付後であっても、次の各号に該当するときは、その承認を取消することができる。

- (1) 事実と相違する申請書により承認を受けたとき。
- (2) 承認の条件に違反したと認められるとき。

(報告書の提出)

第9条 申請者は、イベント終了後2ヶ月以内に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) イベント報告書(自由書式)
- (2) イベントで利用した地図・チェックポイントシート等

(改正)

第10条 本規定の改正は、理事会の議決によって行う。

(附則)

第11条 本規定は、2024年1月25日より施行する。

2024年1月25日 制定